

「甲府市環境センター管理棟清掃業務委託」仕様書

1. 目的

甲府市環境センター（以下「環境センター」という。）の合理的かつ適切な清掃を受託者に委託することにより、環境センターを常に最適な環境状態に保つとともに、本施設の美観を長期にわたり維持することを目的とする。

2. 履行場所

甲府市上町601番地4 甲府市環境センター

3. 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 業務概要

- (1) 清掃業務の種別は、「通常清掃」、「定期清掃」とし、清掃内容及び清掃箇所については別紙「清掃業務基準表」及び「図面」のとおりとする。
- (2) 業務実施日及び業務時間については、原則として日曜日の8時30分から17時00分とする。（ただし、年末年始12/29～1/3を除く）

5. 業務体制

(1) 従事者の要件

必要人員	要件
業務責任者	ビルクリーニング技能士の資格を有する者
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条第2項の要件を満たす者
従事者全員	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3項の要件を満たす者

(2) 従事者の報告

従事者については、名簿を作成し、報告するものとする。従事者の変更については、事前に委託者に報告し、その承諾を得た上で行うこととする。

(3) 業務責任者の配置

受託者は、業務責任者を選任し、報告すること。業務責任者不在の場合は、同等の能力を持つ代行者を必ず置くこととする。

(4) 業務責任者の業務

- ① 委託者への連絡、報告及び協議
- ② 従事者の教育及び指導
- ③ 書類の作成及び提出

(5) 従事者の監督及び統括

本業務が安全、円滑かつ確実に実施されるよう、受託者は、従事者に対し必要な教育及び研修を行い、総合的な監督及び統括をする。

また、次の事項を守ること。

- ① 業務の実施にあたり、業務を遂行するに適した統一された服装及び名札を着用しなければならない。なお、これにかかる費用は、受託者の負担とする。
- ② 業務従事者は、丁寧な言動及び機敏な動作をもって業務にあたるものとする。

6. 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務を適正に実施するための必要事項を記載した業務計画書を作成し、委託者に提出し承諾を得ることとする。

(1) 清掃業務計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

(2) 年間業務計画書

契約締結後、速やかに提出し、翌年度以降は、前年度末までに提出すること。

(3) 従事者名簿

清掃業務計画書とともに提出すること。また、変更等がある場合は、速やかに報告すること。

7. 業務報告

受託者は、業務終了後、業務報告書を作成し、委託者に報告すること。また、定期清掃については、作業写真を添付すること。

8. 費用負担区分

(1) 光熱水費の負担

業務を遂行するに必要な光熱水費は、委託者の負担とする。

ただし、受託者は、効率的な使用に努めるものとする。

(2) 使用材料等の負担

清掃に必要な機材等（収集用ごみ袋、トイレ用液体・固形石鹼、小便器用尿石防止剤（テイクワン B-100）と同正常時投入実務を含む）は受託者の負担とし、トイレトペーパーは委託者の負担とする。

9. 業務の実施に当たっての諸条件

(1) 法令の遵守

業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守し、施設の良い環境を保持することに努めなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了時においても同様とする。

(3) 盗難、火災の予防に留意し、作業終了の際は、扉等の施錠及び火気の確認を行うもの

とする。

- (4) 本業務に使用する材料等はすべて品質良好なものを使用することとする。
- (5) 窓ガラス清掃にて、高所作業箇所を行う場合は、安全带等を装備し、安全に留意するものとする。
- (6) 照明器具清掃は、蛍光管・反射板等を外して清掃するものとする。
- (7) 空調機用フィルターの清掃は、洗浄を実施するものとする。
- (8) 業務の引継ぎ

受託業務が解除または終了に伴い次期業務受託者が決定された時は、受託者の責任により次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、委託者が必要と認める期間において、良心的に受託業務の引継ぎを漏れなく行うとともに、必要な資料等をすべて提供するものとする。

- (9) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、ここに記載されていない細部な事項については委託者と協議の上、現場の状況に応じ誠意を持って行うものとする。

10. 損害賠償

業務の実施にあたり、委託者又は第三者に危害、損害を与えないよう、万全の措置をとるものとする。

従事者の故意又は重大な過失により、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。